平成２１年（フ）第５８１号
和歌山県紀の川市桃山町神田215番地１
債務者　オートオフィスエクセレントこと　中所　一憲
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７０４号
和歌山県岩出市西国分401番地の３―301号
債務者　北野　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
和歌山市古屋433番地の２　サンシャイン八幡前208号
債務者　橋本ゆかり
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
和歌山市秋月215番地の13
債務者　山本　幸江
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
和歌山市延時25番地　サーパス303
債務者　和田　康志
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
和歌山県有田市山地23番地の１
債務者　橋本雅之こと　金　　昌樹
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
和歌山県有田市山地23番地の１
債務者　橋本敏行こと　金　　浩世
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
和歌山市太田289　三喜マンション306号、住民票上の住所和歌山県海南市下津町引尾1072番地
債務者　野際　源太
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号
和歌山市岩橋868番地
債務者　板場　弘晃
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９号
和歌山市岩橋868番地
債務者　板場　フミ
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
和歌山県紀の川市桃山町最上140番地２
債務者　三木　俊和
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
和歌山市木ノ本345番地　谷河荘Ａ号室
債務者　西浦　美絵
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
和歌山市松江東４丁目１番37号　グリーンリーフⅡ102号
債務者　太田　香菜
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
和歌山県有田郡有田川町大字清水1955番地２
債務者　川上佐代子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
和歌山市有家162番地
債務者　山口　征夫
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
和歌山県紀の川市荒見613番地12
債務者　新井　由紀
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５号
和歌山市杭ノ瀬77―９　藤本荘、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬21番地　レオパレス宮前Ｂ101
債務者　宮本　誠吾
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
和歌山市内原788番地の33　レオパレスオルヴィエート102号
債務者　赤津　威夫
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係